

# 岡山 いのちと健康

## 一人体制のFMラジオ番組制作 長時間労働による脳内出血

労災補償保険審査官で逆転認定

岡山労災補償審査官は、6月1日、労働基準監督署が業務外とした処分を取り消し、Aさんの脳内出血を労災と認める逆転の決定を下しました。

Aさんは07年2月2日、前日からの徹夜勤務後、突然職場で倒れ病院に搬送されました。幸い一命は取りとめたものの重度の障害が残っています。

### 1人体制で365日勤務

AさんはFMラジオ番組制作部長として、放送番組の編集、制作、放送、番組放送業務一切の管理・運営に従事し、放送業務全般の管理監督をしていました。



た。放送部は1名で、社内に代行する体制がなく、365日の放送業務を一人体制で行わされていたため、深夜業務、徹夜業務を含む異常な長時間労働を強いられていました。

### 実労働時間不明 確と業務外決定

しかし、何日も寝泊まりしながらの労働時間は、タイムカードはあっても各日の出勤時刻を特定できる資料が不十分で

分で明確な実労働時間はわかりませんでした。その結果、監督段階では、昼からの出勤も多く午後10時以降は労働時間に当たらないと判断しました。

### メール記録で 残業時間確定

そこで過労死センターでは、監督署に

### 精神障害等の労災請求件数が 前年比2割超の増加、厚労省発表

脳・心臓疾患及び精神障害等労災補償状況

厚生労働省は、6月に21年度の脳・心臓疾患及び精神障害等労災補償状況についてを発表。精神障害等に係る労災請求件数が前年比2割超の増加とコメントしています。職場のメンタルヘルスの状況を反映し

提出していた1年間の平均月残業時間23時間を見直し、Aさんのメール発信記録という客観証拠に照らして、そこに現れた時間に限定して、発症6ヶ月間の時間外労働時間は月平均189時間54分であったとして、認定基準を十二分に満たしているとして審査請求していただきました。

### 審査官段階で 逆転認定

審査官では、こう

した主張を一部認めたいうえで「請求人は、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労した者と判断せざるを得ない」とし、逆転の決定を下しました。

監督署の決定の不服申立を審査する労災保険審査官。その逆転率は全国で約1%で、今回裁判をせずに認定になりました。こうした運動をさらに前進させましょう。

ているものです。岡山県では脳・心臓、精神障害とも請求件数は、前年より増加。精神障害支給決定は、4件増の6件、うち死亡は2件増の3件。脳・心臓疾患支給決定は1件減の4件でした。

岡山県の請求、認定状況

	脳・心臓疾患				精神障害等			
	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡
20年	7	2	5	1	13	4	2	1
21年	10	4	4	1	16	5	6	3
増減	+3	+2	-1	0	+3	+1	+4	+2